

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案について（概要）

厚生労働省保険局高齢者医療課

1. 改正の趣旨

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び社会保障審議会医療保険部会等の議論を踏まえ、厚生労働省関係省令の規定を整備する等の所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正

- ア 改正法第1条による改正後の健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）において、出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用の一部については、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が保険者に対して交付する出産育児交付金をもって充てることとされたことに伴い、出産育児交付調整金額の算定方法を定める等、所要の規定の整備を行う。
- イ その他所要の規定の整備を行う。

（2）船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正

- ア （1）アに準ずる規定の整備を行う。
- イ その他所要の規定の整備を行う。

（3）国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和47年厚生省令第11号）の一部改正

- ア （1）アに準ずる規定の整備を行うとともに、改正法第4条による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。）において、令和6年度及び令和7年度における都道府県又は国民健康保険組合に係る出産育児一時金の支給に要した費用の額の算定の特例を厚生労働省令で定めることとされたことから、令和6年度及び令和7年度の確定出産育児交付金に係る補助率を定める等、所要の規定の整備を行う。
- イ その他所要の規定の整備を行う。

（4）高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の一部改正

- ア 社会保障審議会医療保険部会等の議論を踏まえ、医療保険等関連情報に、生活保護受給者の健診情報及び事業主健診情報（40歳未満）を追加する。
- イ 改正法第6条による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「改正後高確法」という。）において、厚生労働大臣が都道府県及び市町村以外の者に対し医療保険等関連情報の提供を求めることができることとされたこと及び医療保険等関連情報に事業主健診情報（40歳未満）が追加されたことに伴い、医療保険等関連情報の提供者として事業者等を位置付ける等、所要の規定の整備を行う。
- ウ その他所要の規定の整備を行う。

(5) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第5条による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「改正後高確令」という。）において、後期高齢者医療制度の保険料賦課限度額が引き上げられることとなるが、その激変緩和措置として賦課限度額を令和6年度から2年かけて段階的に引き上げることとしている。この激変緩和措置の対象者について、昭和24年3月31日以前に生まれた者その他厚生労働省令で定める者とするところ、当該厚生労働省令で定める者について、原則として、障害認定を受けている者とする。

(6) 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成19年厚生省令第140号）の一部改正

ア 改正後高確法において、前期高齢者納付金の算定において直近3年の平均給付費を用いることとされたことに伴い、一人平均調整対象給付費額の平均額の算定方法を定める等、所要の規定の整備を行う。

イ 改正後高確法において、保険者に対して交付される出産育児交付金に充てるため、後期高齢者医療広域連合は出産育児支援金を、保険者は出産育児関係事務費拠出金を納付する義務を負うこととされたことに伴い、当該出産育児支援金又は当該出産育児関係事務費拠出金の算定に当たって必要な情報を支払基金へ通知することとする等、所要の規定の整備を行う。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(7) 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（平成20年厚生労働省令第15号）の一部改正

ア 改正後高確法において、支払基金の業務として出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金の徴収並びに出産育児交付金の交付の業務（以下「出産育児関係業務」という。）が追加されたことに伴い、社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項に加える。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(8) 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成20年厚生労働省令第16号）の一部改正

ア 改正後高確法において、出産育児関係業務については、後期高齢者支援金等に係る業務と同一の会計区分において経理を行うこととされたことに伴い、後期高齢者医療特別会計区分に出産育児関係業務に係る経理を加える等、所要の規定の整備を行う。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(9) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の一部改正

ア 改正法による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）において、病院、診療所、又は助産所（以下「病院等」という。）の管理者が、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として都道府県知事に報告した内容について、都道府県知事は厚生労働大臣に報告することとされたことに伴い、電磁的方法を利用する等報告方法について規定する。

- イ 改正法による改正後の医療法において、地域医療連携推進法人に、個人立の医療機関及び介護事業所等が参加できることされたことに伴い、個人立が参加できる地域医療連携推進法人について、外部監査の対象となる基準を定める等、所要の規定の整備を行う。
- ウ その他所要の規定の整備を行う。

(10) その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 改正法第1条による改正後の健保法第152条の3第2項及び第152条の4
- 改正法第2条による改正後の船員保険法（昭和14年法律第73号）第112条の2第2項において準用する健保法第152条の3第2項及び第152条の4
- 改正法第4条による改正後の国保法第73条の2第2項において準用する健保法第152条の3第2項及び第152条の4並びに改正法第4条による改正後の国保法附則第10条の規定により読み替えられた第73条の2第2項において準用する健保法第152条の5
- 高齢者の医療の確保に関する法律第141条第2項
- 改正後高確法第16条第1項第1号及び第3項、第34条、第35条、第38条第3項、第39条第3項、第120条第1項第2号、第121条、第124条の3第1項、第124条の6、第124条の7第1項及び第2項、第124条の8において準用する改正後高確法第46条第1項並びに第139条
- 改正法第8条による改正後の医療法第6条の3第5項、第70条第1項、第70条の3第1項第8号及び第70条の14において準用する同法第51条第5項
- 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条及び第45条の2
- 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第14条の2
- 改正後高確令附則第2条
- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第6条による改正後の前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第1条の2、第1条の2の2、第1条の9第2項、第13条第7項第1号、第17条

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和5年11月中旬（予定）
- 施行期日：令和6年4月1日。ただし、2の（4）及び（10）の一部は公布の日に施行する。